

山梨県立病院機構託児所及び病児・病後児保育室見積条件設定

I. 見積限度額

年間 89,681,212円（食糧費含む）（消費税及び地方消費税を含む）

II. 託児所

1. 保育対象者

山梨県立病院機構へ勤務する職員の生後9週目から6歳（未就学児に限る）までの乳児及び幼児

2. 開所日

(1) 通常保育 月曜日から土曜日

(2) 夜間保育 月、水、金曜日（開始又は終了の日が次の3. 休日に定める日である場合を除く。）

3. 休日

日曜日、祝祭日、12月29日から翌年1月3日まで

4. 保育時間

(1) 通常保育 午前7時から午後8時00分まで

※ 保護者の希望に応じ保育時間の延長に柔軟に対応すること。

(2) 夜間保育 午後4時から翌日午前10時30分まで

(3) 一時預かり保育（二重保育） 開所時間内で、定員の範囲において対応すること。

5. 給食等

昼食・おやつ・補食は託児所内配膳室で調理し、児童に提供すること。

ただし、委託者の承諾を得て給食業務を第三者へ再委託する場合はこの限りではない。

6. 保育従事者数

保育従事者数は常時2名以上とし、認可外保育施設指導監督基準を下回らないこと。

保育に従事する職員数は、保育乳幼児の状況により適宜増減すること。

7. 見積書の記載要領

(1) 1日の保育児童数が定員の範囲内で常に次の「8. 入所児実績数」以上であるものとして、1年間の運営費を記載するとともに、その算出方法・内訳等を提案書様式5-1に具体的に記載すること。

(2) 委託業務に係る受託者費用に加え、日中の保育に係る食事代を含めて、見積ること。

8. 入所児実績数（令和4年3月実績）

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
通常(定員60名)	25	12	4	0	0	0	41
一時(定員34名)	0	3	4	6	9	6	28
夜間保育	6	6	0	0	0	0	12

Ⅲ. 病児・病後児保育室

1. 保育対象者

生後6ヶ月程度から満9歳に達する日以降における最初の3月31日までの山梨県立病院機構職員の児童。

2. 開所日

日曜日、祝日及び年末年始を除く全日。ただし、委託者が希望しない場合はこの限りではない。

3. 休日

日曜日、祝祭日、12月29日から翌年1月3日まで

4. 保育時間

午前8時00分から午後6時00分までとする。ただし、委託者が希望しない場合はこの限りではない。

5. 給食等

昼食・おやつ・補食は託児所内配膳室で調理し、児童に提供すること。

ただし、委託者の承諾を得て給食業務を第三者へ再委託する場合はこの限りではない。

6. 保育従事者数

受託者は、病児・病後児保育室事業の利用時間において保育士1名および看護師1名以上を配置すること。

7. 見積書の記載要領

(1) 1日の保育児童数が常に定員の3名であるものとして、1年間の運営費を提案書様式5-2に記載するとともに、その算出方法・内訳書を具体的に記載すること。

(2) 委託業務に係る受託者費用に加え、日中の保育に係る食事代を含めて、見積ること。